

交通の便を良く

ホームヘルパーの



請願(陳情)

みなさんの要望



質問·議案·請願紹介

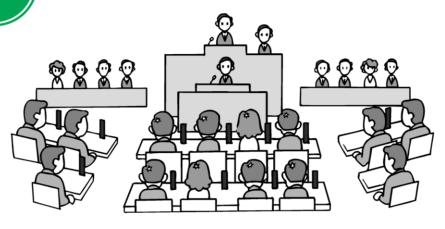


議案

↑市議会で十分論議してもらおう

議案や請願・陳情について専門的な 立場から、くわしく審査を行います。

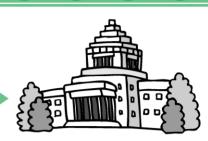
念金 議案は、提案理由説明・質疑のあと、請願とともに委員会に付託します。 また、本会議では、市政一般に対する 質問を行います。



委員会審査の終わったものは、本会議 で討論のあと、採決を行います。

意見書

市だけで解決できない問題は 国や県へ意見書を出します。



議決したものは 市長に送られます。



市長部局



● 議場で行う質問 ●

代表質問 所属議員4人以上の会派の代表が行います。 (3月・9月・議員の一般選挙及び市長選挙後の 最初の定例会)

-般質問(一括質問・一括答弁方式)

決まったことは「市議会ホーム ページ」や「市議会だより」で市

民のみなさまにお知らせします。

事前に通告(申し出)した議員が、一人あたり20分 の持ち時間で行います。(各定例会)

-般質問(一問一答方式)

事前に通告した議員が、一人あたり25分の持ち 時間で行います。(3月・12月)



議会の役割

市長

高岡市議会は、選挙で選ばれた市民の代表者である 定数25名の議員で構成されています。

議会は、市の予算(市長が立案した年間の収入・支 出計画)や条例(市が法律の範囲内で定めるきまりご と) などの議案を審議し、決定します。

また、市の事務が適切に行われているかを調査し、 チェックを行い、市長に対し意見を述べ、助言を行っ たりもします。

市長は、議会で決定されたことをもとに、市民福祉 の向上のため、責任をもって市の施策、事業を実施し

議会と市長とは、お互いの立場を尊重しながら、市 政をよりよい方向へ進めるようつとめています。

定例会・臨時会

图量金

市議会には、定例会と臨時会がありま

定例会は、3月、6月、9月、12月の 年4回開催され、臨時会は、緊急に議会 の議決を要する事項が生じた場合に開催 されます。

※議会の日程は、市議会ホームページの ほか、4支所、コミュニティセンター、 市立公民館等の公共施設に掲示して、お 知らせしています。

■市議会ホームページ



本会議

議会中に全議員が集まって開く会議 を本会議といい、そこで提案された議 案に対する採決(賛否の決定)を行い ます。

本会議では、提案理由説明、質疑の あと討論、採決を行いますが、詳細な 審査が必要なものは、いったん委員会 に付託され、その審査を経たあと本会 議で採決されます。

また、市政一般に対する質問(議員 が市政全般にわたって、市長に質問し たり意見を述べたりするもの)を行い ます。

委員会

市の事務は、広範かつ複雑化しているので、それら を専門的、効率的に審査するため、委員会が設置され ています。

委員会には、常任委員会と特別委員会があり、また、 議会運営等について審査する議会運営委員会がありま す。

常任委員会は、「総務文教」「民生病院」「産業建設」の 3つの委員会があり、本会議から付託された議案、請 願(陳情)の審査や市の事務の調査を行っています。 特別委員会は、必要なときに特別に設置されるもの で、特定の問題についての調査や審査を行います。